

小竹町競争入札心得

(趣旨)

第1条 この告示は、小竹町が競争入札を実施するに当たり、入札者（小竹町契約事務規則（平成15年小竹町規則第5号。以下「契約事務規則」という。）第24条第2項に規定する入札（見積）執行通知を受けた者をいう。）が注意し、又は遵守すべき事項について、契約事務規則その他関係法令に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(様式)

第2条 この告示で規定されている様式は、小竹町入札及び契約に関する文書の様式を定める訓令（令和3年訓令第1号）に定めるものとする。

(現場説明)

第3条 入札者は、入札（見積）執行通知で指定された日時及び場所に必ず参加し、設計図書等の配布を受けなければならない。ただし、別の手段等を指定されている場合は、この限りでない。

- 2 入札者の代わりに出席できる者は、指名を受けた業者に一定期間在籍している役員又は社員に限ることとする。
- 3 現場説明では、参加者確認のため、該当業者欄に参加者本人による署名を求めることとする。
- 4 指名競争入札の場合において、入札辞退又は無届の現場説明の不参加により、現場説明会参加者が少数のため競争性がないと認められる場合は、現場説明会及び入札を延期することができる。この場合、指名業者を補充し、改めて現場説明会及び入札を行うこととする。

(積算)

第4条 入札者は、設計図書、仕様書、図面、現場その他関連する事項を、熟知及び熟覧のうえ積算し、入札しなければならない。

- 2 入札者は、積算を行うに当たり疑義が生じた場合は、質問書をファクシミリ又は電子メール等により提出するものとする。この場合において、質問受付期間終了後に全ての入札者に対し質問の内容及び当該質問に対する回答を行うものとする。
- 3 入札者は、入札後、前項の疑義又は、この心得、設計図書、仕様書及び現場等についての誤記、脱落及び不明を理由として異議の申立てをすることはできない。また、落札者はそのことを理由として、契約の締結の拒否又は契約金額の増額の請求をすることはできない。

(公正な入札の確保)

第5条 公正な入札を確保するため、入札者は、入札について私的独占の禁止

及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為をしてはならない。

- 2 入札者が前項に違反し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、町は、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

第6条 入札会場での私語、携帯電話等の操作及び離席は禁止するものとし、指示に従わないときは、町は、入札者に退場を命じることができる。この場合において、入札書（第12条で規定する入札書をいう。以下同じ。）を提出後であっても当該入札を辞退したのものとして取り扱うことができる。

第7条 前2条に該当するもののほか、公正な入札を阻害する行為が認められるときは、当該入札者に対し小竹町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（平成19年小竹町要綱第17号。以下「指名停止要綱」という。）の規定を適用する。

（入札時の留意事項）

第8条 入札者又はその代理人は、必ず開札に出席するものとし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。ただし、郵便入札その他の手段等を指定されている場合は、この限りでない。

- 2 開札に出席する場合は、入札者又は代理人1名以外の立ち入りはできないものとする。

（入札の辞退）

第9条 入札者は、入札書を提出するまでの間において、入札辞退届を提出することにより、自由に入札を辞退することができるものとする。この場合において、これを理由にいかなる不利益な取扱いを受けることはない。

- 2 入札者が共同企業体の場合、企業体としての辞退企業体構成員の一員のみ
の辞退はできないものとする。

- 3 無断で現場説明又は入札を欠席した場合及び辞退届を提出していない場合は、入札等に関する不誠実行為として、入札参加回避措置を行う。なお、この回避措置は、随意契約の見積についても同様の取扱いとする。

（入札不成立）

第10条 入札は、2者以上の入札者の参加がなければ成立しないものとする。

（入札回数）

第11条 入札回数は、再度入札を含めて3回を限度とするものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合にあっては1回とするものとする。

(入札書等)

第12条 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載するものとする。

2 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

3 入札書の大きさは日本工業規格A列4番とし、郵便提出その他の提出方法による特段の指示がないときは、封書を必要としない。

4 入札者又は代理人は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

5 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び製造の請負（以下これらを「建設工事等」という。）及び業務の入札者は、入札書のほか積算根拠を提出しなければならない。

6 建設工事等の入札者は、入札日の前日（前日が小竹町の休日を定める条例（平成元年小竹町条例第20号）第1条第1項各号に規定する休日の場合は、その前日）の12時までに配置予定技術者届をファクシミリ又は持参の方法により提出しなければならない。

(入札書の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 参加資格のない者がした入札書

(2) 同一人がした2以上の入札書

(3) 同一事項に2以上提出した入札書

(4) 入札者の記名押印（委任行為がある場合は、代理人の記名押印）がない入札書

(5) 入札金額を訂正した入札書

(6) 入札者が協定してした入札書

(7) 金額その他記載事項が明らかでない入札書

(8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(入札者の失格)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札者は、失格とする。

(1) 予定価格を超える入札を行ったとき。

(2) 最低制限価格が設定している場合、入札価格が最低制限価格を下回ったとき。

(3) 前条各号に該当するとき。

- (4) 積算根拠の提出を要する入札で、積算根拠を提出しなかったとき。
- (5) 入札書と積算根拠の金額が違っていたとき。

(落札者の決定)

第15条 契約の種類に応じ、予定価格の制限の範囲内で町の収入の原因となる契約の場合にあつては最高の価格をもって入札した者を、町の支出の原因となる契約の場合にあつては最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 建設工事等の入札に関しては、最低制限価格を設けることとする。
- 3 前項の規定により最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格の入札者を落札者とする。
- 4 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、次に掲げる方法によりくじを引き落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者は、くじ引きへの参加を辞退することはできない。

(1) くじ引きは2回行い、1回目のくじで2回目のくじを引く順番を決定し、2回目のくじで落札者を決定する。

(2) 2回目のくじは、1のくじを引いたものを落札者と決定する。

(落札後の手続)

第16条 落札者は、速やかに所定の契約書等の関係書類を受け取り、落札決定日から7日以内に契約又は仮契約（小竹町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年小竹町条例第22号）に規定されるものに限る。）を締結しなければならない。

- 2 落札者は、落札決定日から契約締結の日までの間に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約事務規則第33条第2項の規定に該当するときは、当該契約保証金の全部又は一部を免除するものとする。
- 3 落札者がその責めに帰すべき事由により契約を締結しなかった場合（落札後の辞退を含む。）においては、当該落札者に対し指名停止要綱の規定を適用する。

(契約の履行)

第17条 落札者（以下「受注者」という。）は、契約の履行に当たり、契約締結後1週間以内に着手届及び工程表を提出しなければならない。

- 2 町（以下「発注者」という。）は、工事において監督員を置いたときは、別に定める監督員通知書（工事）で、業務委託において監督職員を置いたと

きは、別に定める監督職員通知書で受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、専門技術者（以下、「現場代理人等」という。）、管理技術者又は照査技術者を選任した場合は、現場代理人等においては、別に定める現場代理人・主任技術者等届で、照査技術者においては、別に定める照査技術者届で、管理技術者においては、別に定める管理技術者届で、発注者に届け出なければならない。

（違約金）

第18条 受注者がその責めに帰すべき事由により契約締結後に当該契約を解除した場合には、当該受注者から契約金額の10分の1に相当する額以上の違約金を徴収する。

（一括下請負の禁止）

第19条 受注者は、履行に当たり、当該受注した建設工事等を一括して第三者に請け負わせ、若しくは一括して請け負い、又は当該受注した業務を一括して第三者に委託してはならない。

（通報連絡等）

第20条 受注者は、履行に当たり、第三者から不当要求や妨害等を受けた場合は、速やかに管轄の警察署に通報するとともに、町契約担当部署までその旨を届けなければならない。

第21条 前2条に違反する場合その他契約の履行に関し違反する行為が認められるときは、発注者は、当該受注者に対し指名停止要綱の規定を適用するほか、違約金及び損害金の徴収をすることができる。

（履行の完了）

第22条 受注者は、当該契約の履行が完了したときは、完成届等を提出し、工事目的又は成果物の検査を受けなければならない。この場合において、検査に合格したときは、発注者から検査結果通知書を通知するものとする。

（準用）

第23条 前条までの規定は、随意契約による場合において準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の前に入札の公告又は入札者の指名通知を行っている同日以後の契約（様式を含む。）については、なお従前の例とする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。